地 域 に おける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (抜粋)

第四条 医療法の一部を次のように改正する。

(略)

第六条の九の次に次の二条を加える。

第六条 の 十 病院、 診 療所 又は助 産所 (以下この章に において 「病院等」という。 の管理者は、 医療

事故

(当該 病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、 又は起因すると疑われる死亡又は死産 で

あ 当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるもの をいう

以下この章にお いて同じ。 が発生した場合には、 厚生労働省令で定めるところにより、 遅滞なく、

当 該 医 療 事 故 \mathcal{O} 日 時 場 所及び 状況そ \mathcal{O} 他 厚生労働 省令で定める事項を第六条の 十 五 第 項 \mathcal{O} 医 療 事故

調査・支援センターに報告しなければならない。

2 病 院 等 \bigcirc 管理者 は、 前 項 の規定によ る報告をするに当たつては、 あら カ でじめ、 医 療 事 故 に 係 る死亡し

た者 の遺族又は医療事 ·故に係る死産した胎児の父母その他厚生労働省令で定める者 (以下この章におい

て単に「遺族」という。)に対し、 厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。 ただし、 遺

族がないとき、 又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

第六条の十一 病院等の管理者は、 医療事故が発生した場合には、 厚生労働省令で定めるところにより、

速やかにその 源因、 を明らかにするために必要な調査 (以下この章にお ** \ て 「医療事 故調査」という。)

を行わなければならない。

2 病 院 等 0 管理者 は、 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体 (法人でない団体

に あつては、 代表者又は管理人の定めのあるものに限る。 次項及び第六条の二十二において 「医療事故

調 :査等支援団体」という。) に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。

3 医 療事 故 調査等支援団体は、 前項の規定により支援を求められたときは、 医療事故調査に必要な支援

を行うものとする。

4 病院等 の管理者 は、 医療事故 調査を終了したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 遅滞 なく

その結果を第六条の 十五 第一 項の医療事 故調査 ・支援センターに報告しなければならない。

5 病院等の管理者は、 前項の規定による報告をするに当たつては、 あらかじめ、 遺族に対し、 厚生労働

省令で定める事項を説明しなければならない。 ただし、 遺族がないとき、 又は遺族の所在が不明である

ときは、この限りでない。

第三章に次の一節を加える。

第二節 医療事故調査・支援センター

第六条の十五

厚生労働大臣

は、

医療

事

故

調査を行うこと及び医療事故が発生した病院等の管理者が行う

医 療事 故 調 査への支援を行うことにより医療の安全の 確保に資することを目的とする一般社 団法人又は

般財団法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、

その申請により、 医療事故調査・支援センターとして指定することができる。

2 厚生労働大臣は、 前項の規定による指定をしたときは、 当該医療事故調査 ・支援センターの名称、 住

所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 5 ゕ 医 でじめ、 療 事 故 調 その旨を厚生労働大臣に届 査 支援センター は、 その け 名称、 出なけ 住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、 ればならない。 あ

4 厚生労働大臣は、 前項の規定による届出があつたときは、 当該届出に係る事項を公示しなければなら

第六条の十六 医療事故調査・支援センターは、 次に掲げる業務を行うものとする。

第六条の十一 第四 項の規定による報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。

第六条の十一 第四 項の規定による報告をした病院等の管理者に対 Ļ 前号の情報の整理及び分析の

結果の報告を行うこと。

三 次条第 項の 調査を行うとともに、 その結果を同 「項の管理者及び遺族に報告すること。

匹 医療 事 故調査 に従事する者に対し医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行うこと。

五. 医療事 ¥ 故調査 の実施に関する相談に応じ、 必要な情報の提供及び支援を行うこと。

六

医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。

七 前各号に掲げるものの ほ か、 医療 の安全の 確保を図るために必要な業務を行うこと。

第六条 \mathcal{O} 十七 医療 事 故 調 査 支援セ ンタ は、 医 療 事 故が 発生し た病院等の管理 者又は遺族 から、 当該

医 療 事 故に つい て 調 査の依 頼があつたときは、 必要な調査を行うことができる。

2 医 原事 故 い調査 ・支援センター は、 前項の調査について必要があると認めるときは、 同項の管理者に対

- 文書若しくは 口頭による説明を求め、 又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 3 第一項の管理者は、 医療事故調査・支援センターから前項の規定による求めがあつたときは、これを
- 拒んではならない。
- 4 医 療事 故 調査・支援センター は、 第一 項の管理者が第二項の規定による求めを拒んだときは、 その旨
- を公表することができる。
- 5 医 療 事 故 調査 ・支援センター は、 第一 項の調査を終了したときは、 その調査 の結果を同 項の管理者及
- び遺族に報告しなければならない。
- 第六条の十八 医療事 故調 査 ・支援センターは、 第六条の十六各号に掲げる業務(以下「調査等業務」と
- いう。)を行うときは、 その開始前に、 調査等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定
- め る事項について調査等業務に関する規程 (次項及び第六条の二十六第一項第三号にお いて 業務規程
- という。) を定め、 厚生労働大臣 の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも
- 同様とする。
- 2 厚生労働大臣は、 前項の認可をした業務規程が調査等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと

認めるときは、 当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六条の十九 医療事故調査・支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、 調査

等業務に関 し事業計画書及び収支予算書を作成し、 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 これ

を変更しようとするときも、同様とする。

2 医 療事 故調査・支援センター は、 厚生労働省令で定めるところにより、 毎事業年度終了後、 調査等業

務 がに関う し事 業報告書及び収支決算書を作成 Ļ 厚生労働大臣に提出しなけ ればならな

第六条の二十 医療事 故調査・支援センターは、 厚生労働大臣の許可を受けなければ、 調査等業務の全部

又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六条の二十一 医療事故調査・支援センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、 正当な

理 由がなく、 調査等業務に関 して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の二十二 医療 事 故調査 ・支援センターは、 調査等業務の 部を医療事故調査等支援団体に委託

ることができる。

2 前項の規定による委託を受けた医療事故調査等支援団体の役員若しくは職員又はこれらの者であつた

者は、 正当な理由がなく、 当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の二十三 医療事故調査・支援センターは、 厚生労働省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 調

査 |等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、 これを保存しなければならない。

第六条の二十四 厚生労働大臣は、 調査等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは

医 療 事 故 調 査 支援センター · に対 Ļ 調 一査等業務若しくは資産 \mathcal{O} 状況に関 し必要な報告を命じ、 又は

当 該 職員に、 医療 事 故調 査 ・支援センター \mathcal{O} 事 務所に立ち入り、 調査等業務 の状況若しくは帳簿 書 類そ

の他の物件を検査させることができる。

2 前 項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、関係人にこれを提

示しなければならない。

3 第 項 の規定による権 限 は、 犯罪搜 査 のために認められたものと解釈してはならない。

第六条 の二十五 厚生労働大臣は、 こ の 節 の規定を施行するために必要な限 度にお *(* \ て、 医療事 故調査

支援センター · に対 Ľ 調 査 等業務に関 し監督上必要な命令をすることができる。

第六条の二十六 厚生労働大臣は、医療事 故調査・支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは

第六条の十五第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことがで

きる。

調査等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

指定に関 し不正 の行為があつたとき。

この節 の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、 又は第六条の十八第

項 の認可を受けた業務規程によらないで調査等業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、 前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六条の二十七 この節に規定するもののほか、 医療事故調査・支援センターに関し必要な事項は、 厚生

労働省令で定める。

(中略)

第七十二条第三項中 「第六条の十一 第四項、 第三十条の十五第四項又は第三十条の十九第五項」 を 「第六

条の十三第四 項、 第六条の二十一、第六条の二十二第二項、 第三十条の二十一第四項又は第三十条の二

十五第五項」に改める。

(略)

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、 その違反行為をした医療事故調査・支援センタ

の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六条の二十の許可を受けないで、

調査等業務の全部を廃止したとき。

の記載をせず、

虚偽

の記

載をし、

又は帳簿を保存しなかつたとき。

第六条の二十三の規定による帳簿

三 第六条の二十四 第一 項の規定による報告を怠り、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による

検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避したとき。

附 則

(施行期日)

第 一条 この 法律は、 公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い 日から施行する。 ただし、 次の各

号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

\ 匹 (略)

五. 第四条のうち、 医療法の目次の改正規定 (「第三章 医療の安全の確保 (第六条の九 第六条の十二

「第三章 医療の安全の確保

を 第一節 医療 の安全の 確保のための措置 (第六条の九-第六条の十四) に改める部分に

第二節 医 療: 事 故 調 査 支援センター (第六条の十五 第六条の二十七)」

限る。) 同法第三 章 中 第 六条 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 前 に節 名を付する改 Ē 規定、 同 章 中 同法第六条の十二を同 法第六

条の十四とする改 正 一規定、 同法第六条 の 十 第一 項の 改 正 規定、 同条を同 法第六条の十三とする改 正 規

定、 同法第六条の十 の改正規定、 同条を同法第六条の十二とする改正規定、 同法第六条の九の次に二条

を加える改正規定、 同章に一節を加える改正規定、 同法第十七条の改正規定、 同法第七十二条第三項の

改正 規定 (「第六条の十一 第四 項」 を「第六条の十三第四項、 第六条の二十一、 第六条の二十二第二 項

に改 8 る部分に限る。 同 法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び 同 法第七十五 条 \mathcal{O} 改 正 規

定、 第 八 条 \mathcal{O} 規定 並 びに第二十 条の 規定 (第三号に掲げる改正規定を除く。 並びに附則第六条、 第

二十七条及び第四十一条の規定 平成二十七年十月一日

六・七 (略)

(検討)

第二条 (略)

2 政府は、 第四条の規定 (前条第五号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の医療法 (以 下 「第五号

新医療法」 という。) 第六条の十一 第一 項に規定する医療事故調査 (以下この項において 「医療事故 調 査

という。 \mathcal{O} 実施 状況等を勘案 Ļ 医 師 法 (昭和二十三年法律第二百一号) 第二十一 条のに 規定による届

出 及び 第五号新 医 療 法 第六条 \mathcal{O} 十五 第 項 \bigcirc 医 療 事 故 調査 支援センター (以下この項にお **\ て 医 療 事

故 S調 査 ・支援センター」という。)へ の第五号新医療法第六条の十第一項の規定による医療 事 故 $\widehat{\mathcal{O}}$ 報 告、

医 療事故調査及び医療事故調 査・支援センターの在り方を見直すこと等について検討を加え、 その結果に

基づき、 この 法律の公布後二年以内に法制上の措置その他 の必要な措置を講ずるものとする。

3 · 4 (略)